

UNIVOICE サービス約款

第1章 総則

(本約款の適用範囲)

この「UNIVOICEサービス約款」(以下、「本約款」といいます。)は、トラムシステム株式会社(以下、「弊社」といいます。)の提供するネットワークサービス(VoIP、データ通信、携帯電話、固定電話)及び製品(通信機器及びその他商品含む)の販売及び貸与(以下、「本サービス」という。)に関し、本サービスの利用を希望し利用申込をする者(以下、「申込者」といいます。)と弊社との全ての関係について適用されるものとします。

2. 申込者及び弊社は、UNIVOICEサービス約款(以下、「本約款」という)を誠実に遵守する義務を負います。

(本約款の変更)

第2条 弊社は、申込者の事前の承諾なくして本約款を変更することがあります。この場合には、本サービスの利用条件は、変更後の本約款によるものとします。

2. 弊社は、本約款を変更した場合には、次条に定めるいずれかの方法により、申込者に当該変更内容を通知するものとし、当該変更内容を通知した後、1か月以内に当該変更を承諾しない旨の通知が弊社に到達しなかった場合は、申込者は、当該内容変更を承諾したものとみなします。

(弊社からの通知)

第3条 弊社から申込者への通知は、本約款に別段の定めのある場合を除き、電子メールまたは書面の郵送により行われるものとします。

2. 前項の通知は、電子メールの送付による場合は、弊社が申込者指定の電子メールアドレス宛に電子メールを発信し、申込者指定の電子メールアドレスの所属するメールサーバに到達した時点で、その効力を生じるものとします。

3. 申込者は、随時電子メールの受信削除を行う等により、乙からの通知を遅滞なく確認する義務を負うものとします。ここで言う確認とは、電子メールを画面上に表示する等により、内容を熟読する作業を指します。

第2章 利用申込の締結等

(申し込み方法)

第4条 申込者は、本約款に同意した上で、弊社所定の手続に従い、本サービスの利用契約の申し込みを行うものとします。

2. 書面により申し込みを行なう場合、申込者は、弊社所定の申込書に必要事項を記入の上、弊社宛に郵送、FAX、又は電子メールにて当該申込書を送付するものとします。

(申し込みの承諾及び成立)

第5条 本サービスの利用申込は、弊社が前条に規定する申し込みを承諾し、申込者において利用登録が完了した日(以下、「登録日」といいます。)に成立するものとします。

(申し込みの不承諾)

第6条 弊社は、申込者が以下の項目に該当する場合、当該利用申込を締結しない場合があります。

- (1) 申込者が、過去に本サービスの利用者としての資格取消が行われている場合。
- (2) 申込内容に虚偽、誤記又は記入漏れがある場合。
- (3) 仮差押、差押、競売、破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始等の申立てを受けている場合。
- (4) 手形交換所の取引停止処分を受けている場合、又はその他支払停止の状況にある場合。
- (5) 公租公課の滞納処分を受けている場合。
- (6) 社会通念上、不適切な利用である事が合理的に判断できる場合。
- (7) 弊社の与信審査の結果、与信上の問題にて不適当と判断する場合。
- (8) 暴力団、暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係団体、その他反社会的勢力(以下、暴力団等という)、公共の福祉に反する活動を行う団体及びその行為者である場合、または反社会的勢力であった場合。
- (9) その他、弊社が合理的な理由で申込者を本サービスを提供するには不適当と判断する場合。(かかる場合、弊社は合理的な理由を申込者に開示する義務を負う)

(解約)

第7条 申込者が本サービス、もしくは付帯するオプションの解約を希望する場合、申込者が解約の申告を行い、解約日は解約申込のあった日から30日以降までのご希望日となり、課金は解約された月の末日まで発生します。

2. 本サービス、もしくは付帯するオプションを月の途中で解約することはできないものとします。

3. 個別規定がある場合、個別規定の定めを優先するものとします。

4. 申込者の責に帰すべき理由で第11条1項に定義される利用料金、または本サービス付帯工事にかかる料金の支払債務の履行がなされなかった場合、弊社は事前に書面、またはメールで申込者に通知の上、通知してから一カ月間の内に支払債務の履行がなされない場合、利用を停止し、申込者としての資格を取り消すことができるものとします。

5. 申込者が申込書に虚偽の記載をしていたことが判明した場合、弊社は事前に通知することなく、申込者としての資格を取り消すことができるものとします。
6. 申込者の信用状態が著しく悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の理由があると弊社が合理的に判断する場合、弊社は事前に書面またはメールにて申込者に理由とともに通知の上、通知してから一カ月後に、申込者としての資格を取り消すことができるものとします。
7. 申込者の重大な本約款の違反の事実があった場合、弊社は事前に書面またはメールで甲に理由とともに通知の上、申込者としての資格を取り消すことができるものとします。
8. 官公庁より申込者へのサービス提供契約を解約するべき旨の強制力のある命令があった場合、弊社にて解約処理を行った上、メールにて通知するものとしますが、官公庁から当該命令にかかる通知を申込者に行うことを禁止している場合にはメールでの通知を行わない場合があります。

第3章 サービス

(利用環境等)

第8条 申込者は、自己の責任と負担においてISP(インターネットサービスプロバイダー)利用契約をはじめとした本サービスを利用するために必要な通信環境及び機器等(パソコン、サウンドカード、ヘッドセット、マイク、ソフトウェア等の一切を含みます。)を準備するものとします。

2. 弊社は、弊社より購入又は貸与を受けた専用端末以外の機器及びソフトウェアの動作等すべてに関し、一切の保証をせず、またなんらの責任も負わないこととします。

(提供するサービス等)

第9条 弊社は、申込者に対し、弊社が別に定める内容及び条件下において本サービスを提供するものとします。

2. 本サービスは、インターネット回線を利用したIP電話サービスを含み、インターネット回線の混雑状況または、上位キャリア基地局混雑または、クラウドコンピューティング事業者の処理により音質が悪くなったり、切断されたりする可能性があります。また、その通話のセキュリティを完全に保証するものではありません。

(提携事業者が提供するサービス等)

第10条 申込者に対し、弊社の提携事業者が提供する専用端末、サービス及び情報に関する一切の責任は各提携事業者に帰属するものとし、弊社は、それらの完全性、正確性、確実性、有用性などを含めいかなる保証責任も負わないものとします。

2. 申込者に対し、弊社の提携事業者が提供する専用端末、サービス又は情報を利用したことについて、当該申込者と当該提携事業者との間に紛争が生じた場合、すべて当該両者間で処理することとし、弊社は損害賠償等の一切の責任を負わないものとします。

第4章 利用料金等

(利用料金等)

第11条 申込者は、弊社が別に定める条件及び方法に従い、本サービスの利用料金(以下、「利用料金等」といいます。)を支払うものとします。

2. 弊社は、利用料金等について、改訂日の3カ月前までに書面で甲に通知する事をもって改定することが出来るものとします。

3. 申込者は、利用料金等の支払方法として口座振替又は銀行振込み又はクレジットカードで登録するものとします。

4. 利用料金等の支払は、銀行口座指定引落しの場合、毎月、弊社が指定する締め日までに発生した利用料金等を集計し、当該金額を引落日に引落すことにより行います。請求書による乙指定銀行口座へ振込みの場合、弊社が指定する締め日までに発生した利用料金等を集計し、弊社指定期日までに、弊社指定銀行口座へ振込みとなります。

5. クレジットカードを登録した場合の引落しの時期等具体的な決済方法は、当該クレジットカードの利用約款に従うものとします。

6. 申込者は、弊社が本条第1項に規定する利用料金等を、弊社が指定する代金回収代行業者(以下、「回収代行業者」といいます。)を通じて徴収することを承諾するものとします。

代金回収代行業者：株式会社電算システム

7. 弊社が回収代行業者を変更する場合、弊社は3か月前に申込者にメール、または書面にて通知し、当該変更内容を通知した後、1か月以内に当該変更を承諾しない旨の通知が弊社に到達しなかった場合は、申込者は、当該内容変更を承諾したものとみなします。

8. 申込者が指定したクレジットカードの名義人が申込者と異なる場合、名義人がその支払を拒絶した等の紛争が生じた場合も、前項と同様とします。

9. 申込者が利用料金等の支払方法として指定したクレジットカード会社が、弊社に対して利用料金等の支払を拒絶した場合、その理由の如何を問わず、弊社は、申込者に事前に通知することなく、申込者としての資格を中断又は取り消すことができるものとします。

10. 申込者は、本サービスの利用料金等について、弊社からの請求金額に疑問がある場合、請求が申込者に到達した時から30日以内に乙にその旨を書面により通知するものとし、この期間の経過により、申込者は請求金額について承諾したものとみなします。

11. 弊社より、申込者に対して書面をもって利用保証金の納付に関する通知をし、弊社指定期日までに当該利用保証金の納付が申込者においてなされない場合、弊社は事前に通知することなく、申込者としての資格を中断又は取り消すことができるものとします。

12. 本条削除第11項、及び第15項の規定に従い申込者としての資格を中断した場合、各項に定めるそれぞれの紛争が解決され、利用料金等又は利用保証金が弊社に支払われるまでの間は、弊社は当該契約者に対して、本サービスを提供しないものとします。

13. 弊社は第13項の利用保証金を、サービス終了月末までの利用料金等を精算の上、サービス終了翌月末までに申込者に返還するものとします。

(利用料金等のお支払)

第12条 弊社からクレジットカード会社および各金融機関への請求時期、弊社の請求書によるお振込支払、機器のご購入時のお支払は次の通りとします。

クレジットカードの場合：前月分を当月5日から15日(金融機関の非営業日の場合は直後の営業日)までに弊社よりクレジットカード会社に請求します。

銀行引落しの場合：前月分を当月26日(金融機関の非営業日の場合は直後の営業日)に弊社より代金回収代行業者に回収依頼します。

請求書によるお振込の場合：前月分を前月末締め当月末日(金融機関の非営業日の場合は直前の営業日)までに弊社指定の銀行口座にお支払い頂きます。

2. 申込者は、本サービスにおける決済方法として指定したクレジットカード及び指定銀行口座について以下の行為を行ってはならないものとします。

(1) クレジットカード又は指定銀行口座の氏名等を偽称する行為。

(2) 請求書発行申込書に虚偽の内容を記載する行為。

(3) 他人のクレジットカード又は銀行口座を使用する行為。

(消費税等の負担)

第13条 本サービスの利用料金等に係る消費税相当額は、申込者がこれを負担するものとし、弊社は、消費税相当額の計算において1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げるものとします。

(延滞利息)

第14条 申込者は、利用料金等を弊社指定の支払期日までに、その支払いを行わない場合、支払期日の翌日から起算して支払実施日まで、年14.5%の割合による延滞利息金を利用料金等と併せて支払う義務を負うものとします。

2. 申込者は、利用料金等を延滞した場合、弊社が回収のために要した調査費用(会社謄本の取得費、金融機関口座等の資産調査費用等)、裁判手続(保全、執行手続を含む)のために要した弁護士費用及び裁判所に対し納付した費用等についても支払義務を負うものとします。

3. 本条1項及び2項の定めは、申込者と弊社間で利用料金等の金額に真正な見解の差異があり、申込者がかかる見解の差異に基づき弊社に対する支払いを差し控えた場合については適用されない。

第5章 申込者の義務等

(ログインID、パスワード及びソフトウェアの管理)

第15条 申込者は、弊社が申込者に割当てるアカウント等の管理責任を負うものとします。

2. 申込者に割当てられたアカウント、弊社が電話会社と契約し本サービスの一環として申込者の利用の為に提供する電話番号等の付帯情報の所有権は、全て弊社に帰属するものとします。

3. 弊社は、申込者に対して割当てたアカウント等を、その家族、従業員その他弊社が特に認める者(以下、「関係者」といいます。)が使用することを許諾することができるものとします。

4. 申込者は、弊社から割当てられたアカウント等を貸与、賃貸、譲渡、売買、質入等をしてはならないものとします。

5. 申込者は、関係者その他の第三者が申込者のアカウントを利用して行った行為は、全て当該契約者の行為としての責任を負担することに同意するものとします。

6. アカウントの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等により、申込者に発生した損害の責任は申込者自身が負うものとし、本約款で特に定める場合を除き、弊社は一切の責任を負わないものとします。

7. 申込者は、アカウントの盗難及び第三者による不正使用を知った場合には、速やかに弊社にその旨を直接的かつ即時的手段により連絡するとともに、弊社からの指示がある場合にはこれに従うものとします。

(登録内容変更の届出)

第16条 申込者は、利用申込時に届出た内容(住所、氏名、クレジットカード、支払口座、その他)に変更が発生した場合には、直ちに弊社へ変更の届出を行う義務を負うものとします。

2. 前項の届出を怠ったことにより発生した、申込者又は第三者に生じる損害(本サービスの利用停止、通知の不達等を含む)について、弊社は一切の責任を負わないものとします。

3. 申込者は、前項の場合において、弊社からの各種通知が不達となった場合でも、通常到達すべき時に到達したとみなされることを異議なく承認するものとします。

(権利等の処分の禁止)

第17条 申込者は、弊社の承認を得ずに申込者として有する利用契約上の地位又は権利若しくは義務を、第三者に譲渡し、使用させ、担保権を設定する等一切の処分をしてはならないものとします。

(禁止事項)

第18条 申込者は、本サービスの利用にあたって、以下の行為を行ってはならないものとします。

- (1) 公序良俗に反する(猥褻、売春、暴力、残虐、虐待等)行為、もしくはそのおそれがあると弊社が判断する行為、又は公序良俗に反する情報を第三者に提供する行為。
- (2) いたずら電話・迷惑電話をかける行為。
- (3) 犯罪行為(日本国で刑事罰の対象となる行為のほか、外国で刑事罰の対象となるものも含むものとする。)若しくは犯罪行為に結び付く行為、又はそれらのおそれのある行為。
- (4) ストーカー行為等の規制等に関する法律第2条に定義されるストーカー行為
- (5) 第三者又は弊社の著作権その他の一切の知的財産権を侵害する行為、若しくはこれらを侵害するおそれのある行為。
- (6) 第三者又は弊社の財産若しくはプライバシーに関する権利を侵害する行為、若しくはこれらを侵害するおそれのある行為。
- (7) 上記のほか、第三者又は弊社に損害を与える行為、若しくは与えるおそれのある行為。
- (8) 第三者又は弊社を誹謗中傷する行為。
- (9) 本サービスを再販売、賃貸するなど、本サービスそのものを営利の目的とする行為。
- (10) コンピュータウィルス等の有害なプログラムを本サービスに関連して使用し、若しくは提供する行為。
- (11) 本サービスを通じ、過負荷状態を意図的に作り出す行為。
- (12) 無限連鎖講(ネズミ講)を開設し、又はこれを勧誘する行為。
- (13) 不特定多数にばらまく広告・宣伝・勧誘等の行為。
- (14) 詐欺まがいの情報、嫌悪感を抱く、若しくはそのおそれのある電話、伝言を送信する行為。
- (15) 弊社が別途定める一定の容量を超えるデータを送信する行為
- (16) アカウントを不正に使用する行為。
- (17) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為。
- (18) その他、法令に違反する、又は違反するおそれのある行為及び弊社が合理的な根拠をもって不適切と判断する行為。
- (19) 弊社若しくはキャリアがスパムと判断する行為。

(申込者の責任)

第19条 申込者は、前条各号に該当する行為によって、弊社及び第三者に損害を与えた場合、申込者としての地位を喪失した後であっても、弊社及び第三者が受けた全ての損害賠償等を含む一切の法的責任を負うものとします。

2. 前項の場合、本約款第11条乃至第14条の定めに関わらず、弊社が徴収すべき利用料金等、申込者が負担する債務がある場合には、当該債務につきただちに期限の利益を喪失し、申込者は直ちに債務の全額を弊社に支払う義務を負うものとします。

(知的財産権)

第20条 本サービスを構成するシステム、プログラム、ソフトウェア、サービス、手続き、商標商号及び提携事業者が提供するサービス、それに付随する技術全般に関する著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等を含め、その他のあらゆる知的財産権、所有権、その他の一切の権利は、弊社に帰属するものとします。

2. 申込者は、弊社が本サービス上にアップロードした情報及びファイルについて、送信、複製、削除、その他の処分等を請求する権利は一切有しないものとします。また、当該アップロードした情報及びファイルの管理・処理方法は乙の規定する情報セキュリティ基本方針及び個人情報保護方針 (<https://www.tramsystem.co.jp/informationsecurity/>) に沿って適切に対応するものとする。

(利用範囲)

第21条 申込者から提供される、本サービスに関する全ての情報及びファイル等は、著作権法に定める申込者の私的利用の範囲を超えて使用をすることは一切できないものとします。

2. 本条の規定に違反し紛争が発生した場合、申込者は、自己責任において当該紛争を解決することとし、弊社には一切の責任及び損害を与えないものとします。

第6章 申込者の義務等

(申込者情報の保護)

第22条 申込者は、利用申込を行った際に弊社が知り得た情報、又は本サービスを利用する過程において弊社が知り得た情報に関し、以下の項目に該当する場合に限りユーザー情報を開示することを承諾するものとします。

- (1) 申込者が、情報(申込者の名称、氏名、住所、電話番号、電子メールのアドレス等)の開示について同意している場合。
- (2) 弊社が、本サービスの利用動向を把握する目的で収集した個人情報を、個人を識別若しくは特定できない態様にて開示する場合。
- (3) 裁判所の発する礼状その他裁判所の決定、命令又は法令により開示が求められた場合。
- (4) 検察・警察・監督官庁等の公的機関により、適法・適式な開示請求がなされた場合
- (5) 申込者が、本サービスで提携事業者の専用端末又はサービスを注文した際、個人情報を、提携事業者に対して開示する場合。
- (6) 弊社の業務の一部を他社に委託する場合

2. 本条に定めるほか、ユーザー情報の取扱いについては、別途弊社が定めるプライバシーポリシーに従うものとします。

トラムシステム株式会社 プライバシーポリシー

<https://www.tramsystem.co.jp/informationsecurity/>

第7章 利用の中断、終了等

(資格の中断又は取消)

第23条 申込者が以下の項目に該当した場合、弊社は事前に通知することなく、直ちに申込者の資格を中断又は取消することができるものとします。

- (1) 手段の如何を問わず、本サービスの運営を妨害した場合。
- (2) 理由の如何を問わず、申込者が指定したクレジットカード、銀行口座による支払が利用料金等の決済手段として利用できないことが判明した場合。
- (3) 仮差押、差押、競売、破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申し立て等を受けた場合。
- (4) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合、その他支払停止の状況になった場合。
- (5) 公租公課の滞納処分を受けた場合。
- (6) 利用申込に際し、虚偽の申告を行ったことが判明した場合。
- (7) 第18条に掲げる禁止事項に該当する行為を行った場合、又はこれにかかる行為を行うおそれがあると合理的な判断に基づき乙が判断した場合。
- (8) 利用料金等の支払債務の履行遅延又は不履行（申込者と弊社間で利用料金等の金額に真正な見解の差異があり、申込者がかかる見解の差異に基づき弊社に対する支払いを差し控えた場合を除く）が1回でもあった場合。
- (9) 弊社による本契約の変更につき承諾しない旨を弊社に対して通知した場合。
- (10) 暴力団、暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係団体、その他反社会的勢力（以下、暴力団等という）、公共の福祉に反する活動を行う団体及びその行為者である場合、または反社会的勢力であった場合。
- (11) 自ら又は第三者を利用して、他方当事者の業務を妨害した場合、又は妨害するおそれのある行為をした場合。
- (12) 自ら又は第三者を利用して、他方当事者に対して暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いるなどした場合。
- (13) 自ら又は第三者を利用して他方当事者の名誉、信用等を毀損し、又は毀損するおそれのある行為をした場合。
- (14) 自ら又は第三者を利用して、自身やその関係者が暴力団等である旨を関係者に認知させるおそれのある言動、態様をした場合。
- (15) 与信上の問題にて、不相当と判断した場合。
- (16) その他、本約款に違反した場合、申込者として不適切と合理的な根拠に基づき乙が判断した場合。
- (17) スпам行為と弊社若しくはキャリアが判断した場合。

2. 第23条各項目に基づき申込者が資格を中断もしくは取り消された場合、弊社は損害賠償責任を一切負わないものとします。

3. 申込者資格が取消された場合、本サービスの提供は即時に終了するものとし、同時に当該申込者は弊社に対する債務について期限の利益を喪失し、その債務の全額を直ちに支払う義務を負うものとします。

(本サービスの中断)

第24条 弊社は、以下の事項に該当する場合、本サービスの運営を一時的に中断できるものとします。

- (1) 戦争、暴動、騒乱、労働争議、地震、噴火、洪水、津波、火災、停電その他の非常事態により、本サービスの提供が通常どおり継続できなくなった場合。
- (2) 政府機関の規制、命令による場合。
- (3) 本サービス運営にかかるシステムの保守又は工事を実施する場合。
- (4) 弊社に起因しない理由により弊社のシステムに障害等が発生し、やむを得ないとき。
- (5) 他の電気通信事業者等がサービスの提供を中断した場合。
- (6) その他、弊社が本サービスの運営上、一時的な中断が必要と合理的な根拠に基づき判断した場合。

2. 弊社は、前項の規定により、本サービスの運営を中断する場合は、あらかじめその旨を申込者に通知するものとします。ただし、前項第1号、第4号若しくは第5号の場合、又は緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

3. 弊社は、本サービスの中断などの発生により、申込者又は第三者が被ったいかなる損害について、本契約で特に定める場合を除き、その責任を負わないものとします。

(本サービスの終了)

第25条 弊社は、3カ月前までに申込者に通知の上、本サービス及び本サービスの一部の提供を終了することができるものとします。

2. 弊社は前項の通知を申込者に対して電子メール、又は書面をもって行うものとします。

3. 弊社は前項の方法による申込者に対する通知の後、本サービスを終了した場合には、申込者に対して本サービスの終了に伴い生じる損害、損失、若しくはその他の費用の賠償又は補償を免れるものとします。

4. 弊社は、既に支払われた利用料金等について、払戻義務等を一切負わないものとします。

(サービス終了時の取扱)

第26条 利用サービスの終了は、申込者が解約申請及び、弊社から貸与した貸与専用端末を弊社に返送するものとし、専用端末の弊社への到着日の月末締め翌月末までとします。

2. 前項の場合、機材の返送等にかかる費用、銀行振込手数料等支払に関する費用は、全て申込者の負担とします。

3. 申込者が第1項に定める期日までに専用端末を返送しない場合、申込者は弊社に対し、申込者の指定する方法により違約金の支払義務を負うものとします。

4. 前項の場合、銀行振込手数料等支払に関する費用は、申込者の負担とします。

(違反行為への対応)

第27条 弊社は、申込者が第18条各項の行為を行った場合、第23条各項に該当した場合、本約款に違反した場合、弊社の通知や指導に従わなかった場合、その他弊社が必要と認めた場合、必要に応じ次の各号に掲げる措置のいずれか、又はこれらを組み合わせた措置を講ずることがあります。

(1) 申込者が本契約に違反する行為の中止要請、及び同様の行為を再発防止の要請をします。

(2) 紛争当事者間で、紛争の解決のための協議の要請をします。

第8章 損害賠償等

(賠償責任の制限)

第28条 弊社は、自己の責めに帰すべき事由により本サービスを提供しなかったとき、又は出来なかったときは、申込者からの請求に基づき、以下の可用性保証制度を適用するものとします。すなわち申込者が本サービスを全く利用できない状態にあることを弊社が知った時刻から起算して月合計30分以上故障が継続して通信が不通になった場合、故障回復までに要した時間に応じた料金を月額基本利用料から減額するものとします。

30分以上1時間未満の停止 基本利用料1ヶ月分の1/90

1時間以上12時間未満の停止 基本利用料1ヶ月分の1/30

12時間以上24時間未満の停止 基本利用料1ヶ月分の1/10

24時間以上72時間未満の停止 基本利用料1ヶ月分の1/3

72時間以上停止 基本利用料1ヶ月分

2. 申込者が本条により賠償請求できる期間は、当該損害の発生日から1ヶ月に限られるものとします。

3. 弊社は、戦争、暴動、騒乱、労働争議、地震、噴火、洪水、津波、火災、停電その他の非常事態等、弊社の責めに帰すことのできない事由により生じた損害、及び弊社の予見可能性の有無に拘わらず特別の事情から生じた損害、又は逸失利益を含む間接損害については賠償責任を負わないものとします。

4. 事前告知による不定期のメンテナンスによるサービスの停止においては、弊社は賠償責任を負わないものとします。

尚、告知は、ホームページ上の掲示または申込者指定の電子メールアドレス宛に発信を行うものとします。

5. 上記の損害賠償は、損害賠償金額に相当するサービスを無償で提供することによって行うものとし、金銭による直接的な賠償は行わないものとします。

6. 弊社と申込者間の利用契約が、消費者契約法第2条第3項に定める契約に該当する場合、本約款のうち、弊社の損害賠償責任を完全に免責する規定は適用されないものとします。

7. 前項の場合において、弊社は係る規定に定める申込者に発生した損害が弊社の債務不履行若しくは不法行為に基づく場合は、損害の事由が生じた時点から過去に遡って3ヶ月の期間に申込者から現実を受領した本サービスの利用料金の総額を上限として、損害賠償責任を負うものとします。

(免責事項)

第29条 本サービスの提供の遅滞、変更、中断若しくは終了、本サービスを通じて登録、提供される情報等の流出若しくは消失等、又はその他本サービスに関連して発生した申込者又は第三者の損害について、本約款で特に定める場合を除き、弊社は一切責任を負わないものとします。

2. 弊社は、本サービスの内容、及び申込者が本サービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等のいかなる保証も行わないものとします。

3. 弊社は、申込者が本サービスの利用に際し、第三者間との紛争並びに第三者から受けた被害等に関しては、一切責任を負わないものとします。

4. 弊社及び申込者は、自らの合理的な支配の及ばない状況(ウイルス等を含むサイバーテロ、火災、停電、地震、洪水、戦争、通商停止、ストライキ、暴動、物資及び輸送施設の確保不能、政府当局による介入、又は内外法令の制定若しくは改廃を含む、しかしこれらに限定されない。)により支払期限にある金銭債務を除いた利用サービス上の義務の履行が遅延した場合、その状態が継続する期間中相手方に対し債務不履行責任を負わないものとします。

尚、告知は、ホームページ上の掲示または申込者指定の電子メールアドレス宛に発信を行うものとします。

(非保証等)

第30条 弊社は、本サービスの申込者の利用目的への適合性等に関し、如何なる保証も行いません。

2. 申込者は、本サービスを利用することが、申込者及びその事業に適用のある法令、業界団体の内部規則等に違反するか否かを全て自己責任に基づいて調査するものとし、弊社は、申込者による本サービスの

利用が、申込者及びその事業に適用のある法令、業界団体の内部規則等に適合することに関しなんらの保証も行いません。

3. 申込者が弊社より直接的又は間接的に本サービス又は他の申込者に関する情報を得た場合であっても、弊社は申込者に対し本契約において規定されている内容を超えて如何なる保証も行いません。

4. 他のウェブサイトから弊社のウェブサイトへのリンクが提供されている場合でも、弊社は、当社ウェブサイト以外のウェブサイト及びそこから得られる情報に関して如何なる理由があっても一切の責任を負わないものとします。

第9章 附則等

(準拠法)

第31条 本約款の準拠法は日本法とし、その成立、効力、履行及び解釈に関しては、日本国における各法令が適用されるものとします。

(管轄裁判所)

第32条 本約款及び本サービスに関する紛争については、その訴額に応じて、名古屋地方裁判所又は名古屋簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として、解決を図るものとします。

(協議)

第32条 本約款に定めのない事項又は本約款の各条項につき疑義が生じた場合については、両者誠意をもって協議のうえ解決するものとする。

(附則)

平成27年4月1日施行

(附則)

平成28年7月1日変更

平成28年7月1日施行

(附則)

平成29年11月1日変更

平成29年11月1日施行

(附則)

令和元年1月16日変更

令和元年1月16日施工